

「広島市水道局沼田ポンプ所で使用する電気」の質疑応答書

平成25年 2月 1日

一般競争入札参加者各位

広島市水道事業管理者

番号	仕様書頁等	質 問	回 答
①	契約電力について	<p>質問1 契約書（案）の第8条について以下のとおり訂正可能でしょうか。</p> <p>第8条 契約電力を変更する必要があるときは、甲乙協議の上変更するものとする。 2 甲が前項の規定によらないで契約電力を超過した場合は、超過金の支払について甲乙協議を行い、超過金の支払が適当であると認められた時は、甲は当該協議において決定された金額を超過金として乙の指定する期限内に支払うものとする。</p> <p>質問2 「契約電力を変更する必要があるとき」とは、具体的には以下の場合を想定したものと考えてよろしいでしょうか。 ① 最大需用電力が契約電力を超過した場合。 ② 設備増強などにより、最大需用電力が契約電力を超過することが予測される場合。 ③ 設備減少などにより、契約電力を減少することが可能となった場合。</p> <p>また、上記③の場合に、契約電力の減少幅は最大でどの程度（kW）になると予測されるでしょうか。</p>	<p>入札の公平性を損なわない範囲において、協議に応じます。</p> <p>「契約電力を変更する必要があるとき」とは、具体的には以下の場合を想定しています。 ① 最大需要電力が契約電力を超過したとき ② 設備増強などにより、最大需要電力が契約電力を超過することが予測される場合 ③ 設備減少などにより、契約電力を減少することが可能となった場合 ④ 設備の運用方法の改善により、最大需要電力の減少が見込める場合</p> <p>なお、上記③④について、現時点では履行期間中の減少は予定しておりません。</p>

注 この質疑応答書は、仕様書の追補とみなす。なお、この用紙には業者名を記入しないこと。